



平成 19 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス  
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹  
(コード番号 9928 東証第 2 部)  
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫  
(TEL. 03-5361-6369)

## ストックオプションの発行条件等の変更に関するお知らせ

当社は、平成 16 年 6 月 29 日開催の第 27 回定時株主総会における第 7 号議案（株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件）において、すでにご承認いただき同日発行いたしました新株予約権（株式報酬型ストックオプション）について、本日開催の取締役会において、ストックオプションの発行条件等の変更を本年 6 月 28 日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社は、平成 16 年 6 月 29 日開催の第 27 回定時株主総会における第 7 号議案（株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件）の承認に基づいて当社の取締役、監査役、執行役員に対しストックオプションを付与しており、当該ストックオプションの発行要領として、「新株予約権の行使条件」の定めをしております。本件株式報酬型ストックオプションは、役員退職慰労金制度の廃止に伴うものでありますので、権利行使時に退職所得としての課税扱いにもできるよう、第 27 回定時株主総会の決議による現行要領のうち、「新株予約権の行使条件」の一部を変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

(別紙) 変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 要 領	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新株予約権発行の要領)</p> <p>8. 新株予約権の行使条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、執行役員<u>のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から</u>新株予約権を行使できる。</p> <p>(2) <u>前項7にかかわらず、平成45年6月30日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成45年7月1日より新株予約権を行使できるものとする。</u></p> <p>(3) <u>各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</u> (新設)</p>	<p style="text-align: center;">(新株予約権発行の要領)</p> <p>8. 新株予約権の行使条件</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当社の取締役、監査役、執行役員を退任したときに限り、<u>新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、当社の取締役、監査役、執行役員を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、付与された新株予約権を一度に全て行使しなければならない。</u> (削除)</p> <p>(2) <u>各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</u></p> <p>(3) <u>その他の条件については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</u></p>

以上